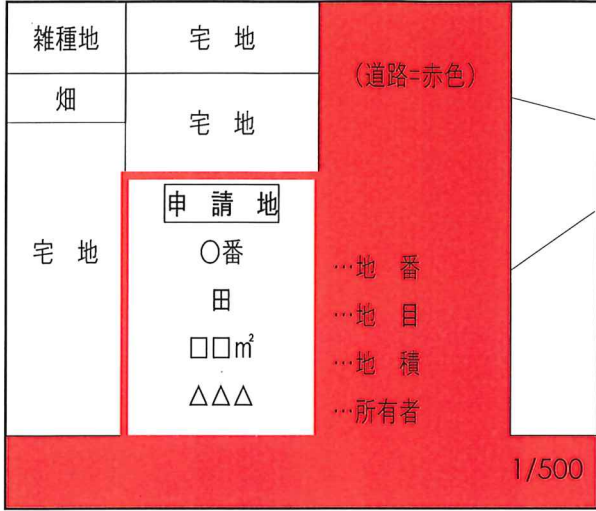
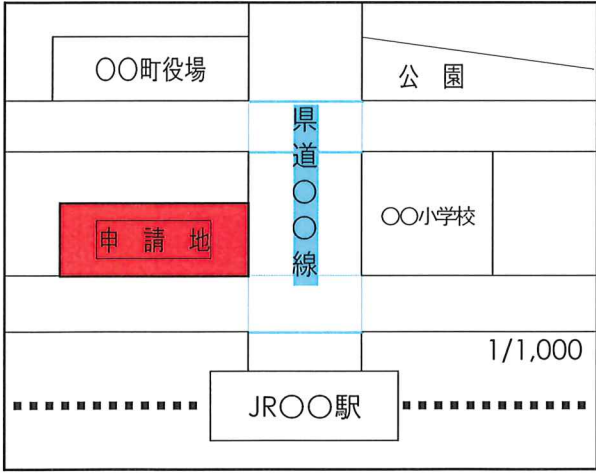
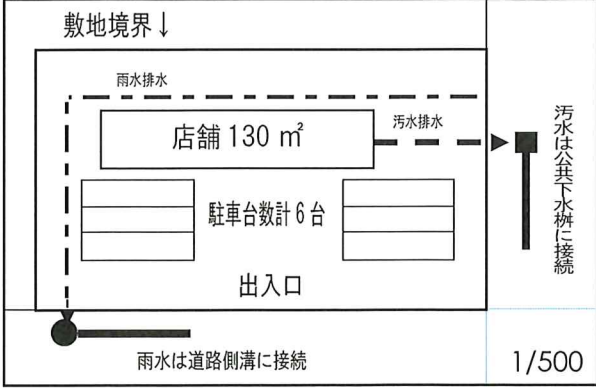


農地転用申請添付書類一覧（必要部数各2部）

1. すべての申請に必ず添付

No.	書面の名称及び留意事項	チェック
①	申請に係る土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）	<input type="checkbox"/>
②	<p>申請に係る土地の地番を表示する図面（公図）</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・転用計画地を赤線で枠取りし、道路を赤色、水路を水色で着色する。 ・転用計画地内の一筆ごとに地番、地目、地積、所有者名を表示する。 	<input type="checkbox"/>
③	<p>転用候補地の位置及び付近の状況を示す図面（縮尺 1/1,000～1/10,000 程度）</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・開発地を着色する。 ・公共施設や住宅など、周辺の状況を明示する。 	<input type="checkbox"/>
④	<p>施設の配置図（縮尺 1/500～1/2,000 程度）</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・施設ごとの所要面積を明示する（駐車場は駐車台数も明示する）。 ・必要に応じて、周辺農地への被害防除措置を明示する（土留擁壁等の状況）。 ・汚水や雨水の排水先を明示する（公共下水道に接続、合併処理浄化槽を経由し既存水路に接続など）。 ・期別計画がある場合には、期別ごとに色別する。 	<input type="checkbox"/>
⑤	建物平面図・立面図	<input type="checkbox"/>
⑥	申請者（譲受人）の転用計画に係る事業計画概要書（様式例第 35 号）	<input type="checkbox"/>

⑦	融資証明又は預金残高証明 ※金額の多寡によらず添付が必要		□
	自己資金の関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預貯金通帳写し、残高証明書（申請者又はその者の住居若しくは生計を一にする親族のものに限る） ・ 転用事業に係る代金支払い領収書の写し ・ 公共事業等に伴う移転補償契約書の写し ＊株券は原則不可 	
	資金融資の関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 融資証明書（見込証明書を含む） ・ 融資審査結果回答書の写し ・ 融資内諾書の写し ・ 融資者の残高証明書又はその写し ＊融資者については、融資者と事業者との関係（親族や同居者等）を確認できること。 	
	補助金関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付決定通知書又は内示書の写し 	
＊その他、上記に準じる証明書（青色申告書、財務諸表）等			

2. 申請者、申請目的、申請地の状況等から必要に応じて添付

No.	書面の名称及び留意事項	チェック
①	法人関係の書類（申請者が法人である場合） ・ 定款または寄附行為および法人の登記事項証明書	□
②	土地改良区の意見書 [柴田町土地改良区 0224-56-1014] （申請に係る農地が土地改良区の管理地区内にある場合） ・ 意見書に条件が付されている場合は、その内容が記載されている協議書や念書も添付 ・ 意見を求めた日から 30 日を経過しても、土地改良区から意見を得られない場合には、その意見を得られない事由を記載した書面	□
③	申請に係る転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合、その同意があったことを証する書類 ・ 権利を有する者の同意書 ・ 共有地を転用する場合、他の所有者全員の同意書	□
④	貸付地関係の書類 ・ 賃借権等に基づく耕作者がその耕作する農地を申請する場合は、所有者の同意書 ・ 所有者が貸付地を申請する場合は、貸付地に係る権利を有する者の同意書	□
⑤	他法令の許認可等 [例：埋蔵文化財 しばたの郷土館 0224-57-0707] ・ 当該事業に関連して法令の定めるところにより許可、認可、関係機関の議決等を証する書面	□
⑥	取水又は排水同意書 ・ 当該事業に関連する取水又は排水につき水利権者、漁業権者等の同意を得ている場合には、その旨を証する書面	□
⑦	地方公共団体関係の書類 ・ 用地取得、建設計画に係る議会の議決がなされていることを証する書面又は関係部分の議事録、予算書	□
⑧	工程表（工事が 1 年以上に及ぶもの又は一時転用の場合）	□
⑨	戸籍附票又は住民票の抄本（写しでも可） ・ 土地の登記事項証明書と現住所が異なる場合（4 条－申請者本人、5 条－譲渡人）	□
⑩	その他転用審査に必要な書類 ・ 法人が事業を実施する場合で、法令又は定款等により総会又は理事会の議決を必要とするときは、その議決書の写し（学校法人が私立学校法に基づき行う評議員会の議決等） ・ 相続登記前の所有確認のための戸籍謄本及び遺産分割協議書 など	□
⑪	委任状（申請書提出・許可書受領を行政書士に委任する場合。内 1 部はコピー可）	□

行政書士以外の者が、報酬を得て業として代行申請することは法律違反となりますのでご注意ください！